

東松島市排水設備整備補助金 Q & A

排水設備整備事業補助金交付申請書について

Q 管渠延長とはどの区間の事ですか？

A 最下流合流柵から公共柵までの延長になります。

(補助対象延長は管渠延長から30mを差し引いた延長となります。)

また、合併処理浄化槽を設置する場合は、最下流合流柵から放流先までの延長になります。

(補助対象延長は管渠延長から30mと浄化槽本体延長を差し引いた延長になります。)

Q 管渠延長が38.8mになりました。補助金額はいくらになりますか？

A 1m未満の延長は切り捨てとなりますので、下記の様になります。

管渠延長38m－30m＝補助対象延長8m×5,000円/m＝40,000円

Q 仕事の都合などで市役所に申請書類を提出に行けないがどうすれば良いですか？

A 代行者選任届を提出して頂ければ施工業者等が書類作成～提出を代行して頂けます。また申請は郵送でも可能です。

Q 新築住宅でも申請出来ますか？

A 出来ます。補助金交付対象となる排水設備設置工事は、公共下水道の供用開始公示日から10年以内に排水設備を設置する場合や、農業集落排水処理区域内、漁業集落排水区域内、又は処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を介した排水設備を設置する場合となります。

Q 補助金の限度額はいくらですか？

A 補助限度額は30万円です。

Q 合併処理浄化槽設置補助金制度と同時の申請も出来ますか？

A 申請出来ます。(補助対象延長に合併処理浄化槽の本体延長は含まれませんのでご注意ください。)

排水設備整備事業補助金変更承認申請書について

Q 工事施工途中で予定していた延長や完了予定日が変わってしまいました。何か手続きが必要ですか？

A 排水設備整備事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書の提出が必要となる場合があります。

例1 補助対象延長に1m以上の増減が発生した→補助金額が変更になります。

例2 工事の完了予定が伸び期間内に完了できなくなった。→工期の変更になります。

例3 管渠延長が31m未満になった→補助金額が0円になりますので廃止となります。

排水設備整備事業補助金実績報告書について

Q 工事完了後何日以内に提出すれば良いですか？

A 工事完了後7日以内に提出をお願いします。

Q 補助金交付請求書はいつ提出すれば良いですか？

A 実績報告書提出後、市が完成検査を行い補助金交付確定通知書を発行しますので、その後に提出して下さい。

排水設備整備事業補助金交付申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東松島市長 様

申請者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1

氏名 東松 島太郎 印

電話番号 0225-82-1111

排水設備を設置したいので、東松島市排水設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 〇〇,〇〇〇 円を交付されますよう申請します。

1. 補助事業等の名称： 東松島太郎宅 排水設備整備工事

2. 事業内容

施工場所	東松島市矢本字上河戸36-1		
住宅等所有者	1 本人 2 共有（ ）人 3 その他（ ）		
排水設備区分	1 公共下水道 2 農業集落排水処理施設 3 漁業集落排水処理施設 4 合併処理浄化槽		
管渠延長	〇〇.〇m		
補助対象延長	〇m		
補助金額	〇〇,〇〇〇円		
着工予定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	竣工予定月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者	住所 東松島市奥松島一丁目1-1 名称 奥松島建設 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 担当者 奥松島 二郎		
建築区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> トイレ改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
制度等の利用	<input type="checkbox"/> 水洗便所等改造資金融資あっせん制度 <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽設置整備事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

3. 添付書類

- (1) 排水設備工事計画承認申請書の写し
- (2) 排水設備工事計画図（平面図・縦断図）の写し
- (3) 排水設備工事調書の写し
- (4) 市税等を滞納していないことを証明できる書類
- (5) その他市長が必要と認めた書類

排水設備整備事業補助金変更（~~中止・廃止~~）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東松島市長 様

申請者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1

氏名 東松 島太郎 ㊟

電話番号 0225-82-1111

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、東松下水第〇〇〇号で補助金交付の決定のありました排水設備整備事業補助金について、次のとおり変更（~~中止・廃止~~）したいので、東松島市排水設備整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 補助事業等の名称： 東松島太郎宅 排水設備整備工事

2. 事業内容

区分・内容及び理由等	1. 変更（施工・工期・補助金額・理由） 2. 中止（期間・理由） 3. 廃止（理由） 現地施工に伴い、管渠延長が〇〇mから〇〇mへ変更になったため。
今後の対策と見通し	

3. 添付書類

(1) 変更内容が確認できる書類

排水設備整備事業補助金実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東松島市長 様

申請者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1
氏名 東松 島太郎 ㊞
電話番号 0225-82-1111

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、東松下水第〇〇〇号で補助金交付の決定のありました排水設備整備事業補助金について、次のとおり実施したので、東松島市排水設備整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 補助事業等の名称： 東松島太郎宅 排水設備整備工事

2. 事業内容

施工場所	東松島市矢本字上河戸36-1		
住宅等所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）		
排水設備区分	1 公共下水道 2 農業集落排水処理施設 3 漁業集落排水処理施設 4 合併処理浄化槽		
管渠延長	〇〇.〇m		
補助対象延長	〇m		
補助金額	〇〇,〇〇〇円		
着工月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	竣工月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者	住所 東松島市奥松島一丁目1-1 名称 奥松島建設 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 担当者 奥松島 二郎		

3. 添付書類

- (1) 排水設備工事竣工図（平面図・縦断図）の写し
- (2) 工事の施工写真（着工前・完成後）
- (3) 補助対象延長が確認できる写真
- (4) 排水設備工事調書の写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類

排水設備整備事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東松島市長 様

請求者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1

氏名 東松 島太郎 印

電話番号 0225-82-1111

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、東松下水第〇〇〇号で補助金交付確定通知がありました排水設備整備事業補助金の支払いを受けたいので、東松島市排水設備整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額 金 〇〇,〇〇〇 円

2. 振込先

銀行等	金融機関	東松島	銀行・信用金庫 信用組合・農協 漁協	奥松島							本店・支店 本所・支所 出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	ヒガシマツ シマタロウ										
口座名義	東松 島太郎										